

## 半田市知多半田駅前再開発ビル商業施設利用促進補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、半田市知多半田駅前再開発ビル（以下「再開発ビル」という。）に出店する商業施設（以下「商業施設」という。）の利用促進を図るため、再開発ビルの商業施設を管理運営する者（以下「運営者」という。）が実施する商業施設活性化事業及び再開発ビルの駐車場を管理する者（以下「管理者」という。）が実施する駐車場利用促進事業に対し、半田市知多半田駅前再開発ビル商業施設利用促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業は、運営者又は管理者が実施する次に掲げる事業とする。

- (1) 商業施設活性化事業（運営者が実施する、広告宣伝や集客イベントなどの商業施設の利用促進に繋がる事業をいう。）
- (2) 駐車場利用促進事業（商業施設を利用した者の2時間以内の再開発ビル駐車場利用に係る使用料について管理者が負担することにより、商業施設の利用促進を図る事業をいう。）

### (補助金の額等)

第3条 補助金の額は、前条の事業に要する経費を予算の範囲内において市長が認める額とし、補助対象事業ごとにそれぞれ次のとおりとする。

- (1) 商業施設活性化事業 10分の10以内の額
- (2) 駐車場利用促進事業 対象経費の10分の5と、管理者と市が協議のうえ設定する負担上限額のいずれか少ない額を除いた額

### (補助金の交付申請)

第4条 運営者又は管理者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1。以下「申請書」という。）に関係書類を添付し、市長に提出するものとする。

### (補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、補助金交付決定通知書（様式第2）により運営者又は管理者へ通知する。この場合において、補助金交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

### (概算払)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部について概算払をすることができる。

2 運営者又は管理者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、補助

金概算払請求書（様式第3）を市長に提出しなければならない。

（実績報告書の提出）

第7条 運営者又は管理者は、事業が完了したときは、速やかに補助金実績報告書（様式第4）に関係書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第8条 市長は、前条の実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第5）により運営者又は管理者へ通知する。

（補助金の請求等）

第9条 運営者又は管理者は、前条に規定する通知を受けたときは、補助金請求書（様式第6）により速やかに補助金の交付を請求するものとする。ただし、次項の規定により返還金が生じたときは、この限りでない。

2 第6条の規定により補助金の概算払を受けている場合は、補助金精算書（様式第7）により、補助金の精算を行い、返還金が生じたときは、これを速やかに返還するものとする。

（交付の取消し及び補助金の返還）

第10条 市長は、運営者又は管理者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- （1）この要綱又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- （2）補助金を他の用途に使用したとき。
- （3）補助金の運用又は補助事業の執行方法が不相当と認められるとき。
- （4）提出書類に虚偽の事項を記載し、不正に補助金の交付を受けたとき。

（検査等）

第11条 市長は、補助金の交付の目的を達成するため補助事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要綱の施行日前に申請がなされた補助金の交付については、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第 1 (第 4 条関係)

補 助 金 交 付 申 請 書

年 月 日

半田市長 殿

住 所  
法人名  
代表者

半田市知多半田駅前再開発ビル商業施設利用促進補助金交付要綱第 4 条に基づき、  
下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 補助金の対象事業

添付書類

・事業計画書及び収支予算書

様式第2（第5条関係）

年 月 日

様

半田市長

印

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました半田市知多半田駅前再開発ビル商業施設利用促進補助金については、下記のとおり交付決定しましたので通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助金の対象事業
- 3 補助条件

様式第3（第6条関係）

年 月 日

半田市長 殿

住 所  
法人名  
代表者

補 助 金 概 算 払 請 求 書

年 月 日付けで交付決定通知のありました半田市知多半田駅前再開発ビル  
商業施設利用促進補助金について、概算払を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 概算払請求額 金 円
- 3 補助金の対象事業

様式第4（第7条関係）

補助金実績報告書

年 月 日

半田市長 殿

住 所  
法人名  
代表者

年 月 日付けで交付決定のありました半田市知多半田駅前再開発ビル商業施設利用促進補助金について、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助金の対象事業

添付書類

・事業実績書及び収支決算書

様式第5（第8条関係）

年 月 日

様

半田市長

印

補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました半田市知多半田駅前再開発ビル商業施設利用促進補助金については、下記のとおり確定しましたので通知します。

記

- 1 交付確定額 金 円
- 2 補助金の対象事業



様式第6（第9条関係）

年 月 日

半田市長 殿

住 所  
法人名  
代表者

補 助 金 請 求 書

年 月 日付けで交付決定通知のありました半田市知多半田駅前再開発ビル  
商業施設利用促進補助金について、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助金請求額 金 円
- 2 補助金の対象事業

様式第7（第9条関係）

年 月 日

半田市長 殿

住 所  
法人名  
代表者

補 助 金 精 算 書

年 月 日付けで交付額確定通知のありました半田市知多半田駅前再開発ビ  
ル商業施設利用促進補助金について、下記のとおり精算します。

記

- |         |   |   |
|---------|---|---|
| 1 概算払額  | 金 | 円 |
| 2 交付確定額 | 金 | 円 |
| 3 差引精算額 | 金 | 円 |